

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中之条町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏洩やその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県中之条町長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法の規定に基づき政令で定める定期予防接種及び任意予防接種を行うとともに、費用の全額又は一部を助成することにより、住民全体の免疫水準を維持し、疾病の発生予防を行っている。あわせて予防接種事務の報告等を行っている。 予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1.予防接種の実施及び接種履歴管理 2.予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 3.給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 4.給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 5.予防接種に起因する健康被害発生時の救済事務 これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	■行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第14項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号 並びに、番号法に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条 表25項、表27項、表28項、表29項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号 並びに、番号法に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第27条、第28条、第155条、第156条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健環境課
②所属長の役職名	保健環境課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中之条町役場 総務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8846
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中之条町役場 総務課 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091 電話0279-75-8846
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満(任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人以上 <input type="checkbox"/> 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生あり <input type="checkbox"/> 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<p>基礎項目評価の実施が義務付けられる</p>

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務では、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムにはパスワードと静脈認証による2段階認証を設置している。アクセス可能な職員は名簿化され、定期的な見直しを行い、許可された者のみが利用できるよう管理している。また、職員に対して、使用できる権限と端末への権限とふたつ設定しているため、これらの2つの権限が一致しなければ使用できなくなっている。これらの対策を講じており、事務扱いは定期的な研修もしていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(以下「接種証明書」という。)の交付を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(以下「接種証明書」という。)の交付を行う。 	記載削除	事後	
令和7年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)	記載削除	事後	
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令の根拠	<p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	記載削除	事後	
令和7年3月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令の根拠	番号法 第9条第1項、別表第一の第10項	番号法 第9条第1項、別表第14項	事後	
令和7年3月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令の根拠	<p>■情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条8号、別表第二の第17、18、19 項、別表第二の第16の2 項</p> <p>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第13条</p> <p>■情報提供の根拠</p> <p>番号法第19条8号、別表第二の第16の2 項並びに内閣府・総務省令第七号 第十二条の2</p>	<p>■情報照会の根拠</p> <p>番号法第19条8号</p> <p>並びに、番号法に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条 表25項、表27項、表28項、表29項</p> <p>■情報提供の根拠</p> <p>番号法第19条8号</p> <p>並びに、番号法に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第27条、第28条、第155条、第156条</p>		
令和7年3月25日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年3月25日時点	事後	見直しにより訂正
令和7年3月25日	II しいき値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年3月25日時点	事後	見直しにより訂正
令和7年3月25日	IV リスク対策 8. 人手を介さざる作業	記載なし	2) 十分である	事後	様式改正による追加
令和7年3月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改正による追加
令和8年2月20日	II しいき値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年3月25日時点	令和8年2月20日時点	事後	見直しにより訂正
令和8年2月20日	II しいき値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年3月25日時点	令和8年2月20日時点	事後	見直しにより訂正